

# 法人のまはり

No. 24  
広報 2023



公益社団法人 今治法人会

## 目 次

今治法人会のご案内	1
令和5年度事業のご案内	
研修会	2～3
社会貢献活動〈税を考える週間行事〉	4
インターネットセミナー	5
今治歴史散歩	6～7
税務署からのお知らせ	8～13
愛媛県からのお知らせ	14～15
今治市からのお知らせ	16～17

### ■表紙の写真

秋の来島海峡大橋

法人 いまばり 広報第24号（秋号）

令和5年10月 発行

発行者 公益社団法人 今治法人会 広報委員会  
今治市旭町2丁目3-20 今治商工会館3F  
TEL0898-31-8191 FAX0898-31-1593

印刷 株式会社ハラプレックス

〈法人会の理念〉

法人会は税のオピニオンリーダーとして  
 企業の発展を支援し  
 地域の振興に寄与し  
 国と社会の繁栄に貢献する  
 経営者の団体である

今治法人会は、納税意識の高揚と企業経営・社会の健全な発展に貢献することを目的に、昭和33年に任意団体として設立以来、昭和51年に社団法人、平成25年に公益社団法人となった納税協力団体です。

私たちの活動は、今治税務署管内の法人会員、並びに会の目的と事業を賛助するために入会された法人の事業所・個人会員の方に支えられています。

又、全国には440の単位法人会があり、約75万社の法人企業が加入しています。それぞれの法人会が地域に欠かせない団体として様々な活動を行っております。

今治法人会では、会員の皆様の会費及び公益財団法人全国法人会総連合からの助成金等、会員の皆様のご支援金により運営を行っており、下記の公益認定事業等を実施しています。

令和5年3月末の会員数は1556社です。1社でも多く会員になっていただくことが最終、法人会の事業目的を達成することに繋がるとして、地域の未加入法人に対する会員勧奨を推進しております。

## 今治法人会の事業

### 1. 公益目的事業

どなたでも参加できますが、参加費用が必要な場合があります。

今治法人会は公益法人認定法に掲げる23の事業の中から、下記の事業を行うことを申請し公益認定を受け実施しています。

- ① 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- ② 地域社会の健全な発展を目的とする事業

具体的には認定された次の事業を実施します。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業

### 2. 共益事業

公益目的事業以外の会員限定の事業も実施しています。

事業によっては参加費が必要な場合があります。会員になると様々な特典があります。

- (1) 会員の交流に資するための事業
- (2) 会員の福利厚生等に資する事業

#### [法人会の会員]

正会員	今治税務署管内〈越智郡上島町及び今治市〉に所在する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
賛助会員	本会の事業を賛助するために入会した法人の事業所または個人の方

# 税について理解を深め 仕事に生かしましょう！

令和5年度の予定です

(順次ホームページでお知らせします <https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/>)

## 〈決算期別研修会〉

決算期の留意事項や税法および通達などの改正についての研修会です。経営や税務に関する最新の情報をお伝えし、有益な資料をお渡ししています。講師は今治税務署法人課税部門担当官の方です。

本年度の開催日予定

令和5年 6月7日(水) 終了 / 8月2日(水) 終了  
11月1日(水)  
令和6年 1月24日(水)



**無料**

令和5年度  
法人税・消費税等決算期別研修会日程のご案内

決算期の留意事項や税法及び通達などの改正について研修いたします。税理士は無料です。是非ご出席ください。  
※当日は現金や数値に関する、有益な資料をお渡しいたします。

公益社団法人今治法人会  
〒754-0642 今治市旭町2-3-20  
今治商工会館3階

会場 今治商工会館 3F研修室  
講師 今治税務署担当官  
開催時間 毎月第1、3、5日(水) 13:30~15:30  
◎研修内容・・・会社の決算・年度の決算経緯  
チェックシート活用説明  
インボイス制度の説明  
問合せ 公益社団法人 今治法人会  
TEL 0898-31-8191

※ 駐車場は各自お手立てください。

クロージング  
①決算期にかかわらず、11月の期  
間でも出席可能なため、ご出席  
ください。  
②終了後、研修内容に関する質疑応  
答の時間を設けております。  
③一般の方、個人事業主の方でも、  
ご参加できます。

開催日程	開催月日	対象決算期
令和5年	6・7(水)	4月・5月・6月
	8・2(水)	7月・8月・9月
	11・1(水)	10月・11月・12月
令和6年	1・24(水)	1月・2月・3月

【会場案内図】  
今治市旭町2-3-20  
今治商工会館3階  
研修室

研修会の日程は、公益社団法人今治法人会ホームページでもご覧いただけます。  
日程の変更がある場合は、ホームページにてお知らせいたします。  
そのほか、最新の情報をご案内しておりますので、ご活用下さい。  
<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/>  
主催：公益社団法人今治法人会、今治税務署

## 〈経理担当者養成講座〉

経理（実務）担当者のための1日でマスター日常会計

経理（実務）担当者の日常業務及び決算業務の処理に関して必要不可欠な知識をわかりやすく解説していただきます。日常業務について、あらためて正確な知識を学びたい総務・経理・管理部門の皆様にも受講いただきたい内容です。令和5年10月1日から導入された「インボイス制度」についても説明いたします。

日時 11月7日(火) 13:30~16:30  
場所 今治商工会館2階大会議室 (今治市旭町2-3-20)  
講師 税理士 木原 健二郎 氏  
定員 30名 (先着順)



**無料**

## 〈年末調整説明会〉

年末調整事務等の疑問・質問…まとめて解決のお手伝いをします。

日時 11月8日(水) 13:30~15:00  
場所 今治商工会館3階研修室 (今治市旭町2-3-20)  
講師 今治税務署担当官  
定員 60名 (先着順)



**無料**

源泉徴収票等の帳票類は会場に用意しておりません。

※昨年まで販売しておりました手引き書「年末調整のしかた」(大蔵財務協会 税込2,310円)は、販売しておりません。

\*やむを得ない事情により、日時・会場が変更になる場合があります。  
\*お問い合わせ 公益社団法人今治法人会 (TEL 0898-31-8191)

## 〈新設法人研修会〉

会社等を設立されて間もない経営者の皆様を対象に事業の開始に際しての法人税務上の留意点等について説明します。

日時 1月24日(水) 15:00~17:00  
場所 今治商工会館3階研修室(今治市旭町2-3-20)  
講師 今治税務署法人課税部門担当官

無料



## 〈青年部会・女性部会主催 税務研修会〉 1月予定

今治税務署管内事業所の青年経営者・女性経営者および従業員を対象に、様々な税をテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深めるとともに、正しい税知識を身につけるための研修会です。

写真は令和4年度

今治税務署 高尾税務署長をお招きして  
『国税庁の組織と各部門の仕事について』

無料



今治法人会では企業経営に役立つ資料・冊子を無料で配布しています。ぜひご利用下さい。

### 8月 配布済

「わかりやすい!会社の決算・申告の実務」

決算調整と申告実務の手引き

「会社がもらえる助成金活用のポイント」

目的や事業計画に合わせて分野別に解説

※今治法人会事務局に若干在庫あります。

これからの配布予定

### 10月

「源泉所得税 実務のポイント」

源泉徴収の仕組みや実務上よくある項目の解説

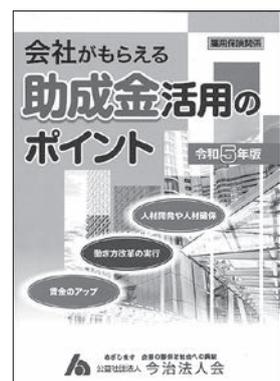
「経理担当者が迷いがちなインボイス制度Q & A」

インボイス制度導入後、実務を行う際に判断に迷う項目を取り上げ、参考図や記載例を交え、Q & A方式でわかりやすく解説

### 1月

「会社役員のための確定申告実務ポイント」

会社役員の確定申告や会社・役員間取引と税金についての解説



## お知らせ

(今治市・越智郡租税教育推進協議会主催)

### 今治税務署管内 児童・生徒の「税に関する作品展」を開催します

日時 11月11日(土)~19日(日)  
場所 イオンモール今治新都市1階 きらめきコート GU側

## 「税を考える週間」 講演会のご案内

### 第1部 基調講演

テーマ ▶ 「これからの社会と税」

講師 今治税務署長 合田 幸一郎 氏

### 第2部 記念講演

テーマ ▶

「ウクライナ戦争の現状と展望  
—日本の安全保障に及ぼす影響—」

講師 防衛研究所研究幹事

兵頭 慎治 氏



兵頭 慎治 氏 プロフィール

愛媛県宇和島市出身  
1994年上智大学大学院国際関係論専攻博士前期課程修了後、防衛庁防衛研究所入所。96～98年外務省在ロシア日本大使館政務担当専門調査員。2001～03年内閣官房副長官補付内閣参事官補佐。07年英国王立統合国防安全保障問題研究所(RUSI)客員研究員。09～10年上智大学外国語学部兼任講師。現在、北海道大学スラブ研究センター共同研究員、日本国際問題研究所研究プロジェクト委員、青山学院大学大学院国際政治経済学研究所兼任講師、国際基督教大学(ICU)非常勤講師。ロシア・東欧学会副代表理事、内閣官房国家安全保障局顧問を歴任。2015年より地域研究部長。2020年より防衛研究所政策研究部長。2023年より現職。「多民族連邦国家ロシアの行方」等、著書、論文多数。

日時 令和5年11月17日(金)

15:00～17:00 (開場14:30)

会場 今治国際ホテル 2階・クリスタルホール

(今治市旭町2-3-4)

② 駐車券は配布いたしません。駐車場は各自で手配下さい。

申込方法

10月30日(月)午前9時より下記にて整理券を配布します。  
応募者多数の場合は先着順120名にて締め切らせていただきます。

入場料  
無料

入場整理券が必要です。電話での予約は致しません。

- ◆公益社団法人今治法人会 今治市旭町 2-3-20 今治商工会館3階 (0898)31-8191
- ◆今治商工会議所 今治市旭町 2-3-20 今治商工会館1階 (0898)23-3939

### お知らせ

(今治市・越智郡租税教育推進協議会主催)

今治税務署管内 児童・生徒の税に関する作品展を開催します。

日時 11月11日(土)～19日(日)

会場 イオンモール今治新都市1階 きらめきコート GU側

主催 公益社団法人今治法人会



今治間税会

協賛/今治税務署 後援/今治市・今治市教育委員会・今治商工会議所・四国税理士会今治支部  
今治地方青色申告連絡協議会・今治CATV(株)

# 今治法人会よりインターネットセミナーのご案内

今治法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/>

今治法人会

検索で検索いただけます

ログイン

e.Brain

インターネット・セミナー

キーワード検索...

トップページ > セミナー一覧 > いつでも美味しく食べる 歯の健康セミナー

いつでも美味しく食べる 歯の健康セミナー

リンパマッサージ

セミナーの動画一覧

永江 ながはら ※ 画面はイメージとなります。

講師プロフィール

1.はじめに

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID ●●●●●● パスワード ●●●●●● ログイン

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

## 会員の方は700タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

**お勧め** 無理なく人を動かす東洋の知恵  
工学博士が見つけた、隠れた才能を開花させる王者の占術

経営コンサルタント (中小企業診断士) 工学博士  
東洋運動学研究者 篠田 法正

**お勧め** 基礎からわかる「インボイス制度の概要と電子帳簿保存法のポイント」  
令和5年度制度改正 対応版

公認会計士 コンサルタント  
川口 宏之

**お勧め** 良好な信頼関係を築く  
叱る側、叱られる側の心構え

大正大学表現学部表現文化学科 教授/ソーシャル・コミュニケーションデザイナー 外川 智恵

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	<b>NEW</b> 存在感で差をつける！ 印象マネジメント講座 入門編	長島 佳美	49分	一般経営	現代に活かす「戦国大名」失敗の研究 第4編 織田信長 (なぜ裏切りは起きるのか)	瀧澤 中	59分
	スポーツ実況 アナウンサーが教える！ 「伝わる」コミュニケーション術	河村 太郎	43分		時代を読み解く東洋の帝王学	篠田 法正	43分
	あなたの会社は何点？ 働き方改革 整理整頓プロジェクトで生産性アップ！	藤岡 聖子	40分		全ての経営者必見！ 未来を切り開くDX入門	井手 美由樹	40分
	刑事メンタルで ピンチをチャンスに (10)	森 透匡	4分		DX セミナー (1) 入門編	阿部 満	50分
	赤坂璃宮の元教育担当者が語る スタッフの士気を高める「教育の極意」	佐野 由美子	59分		事業承継後の後継者必見！ 「若手経営者」のための仕事の作法	佐野 由美子	38分
法律	会社を護れ！ 様々な労働問題にズバリお答えします 【3.ハラスメント・労災について】	米澤 章吾	12分	中小企業のための 電子帳簿保存法対策 公開期限：2023年10月末	川口 宏之	92分	
ライフスタイル	<b>NEW</b> アナウンサーの裏側と 伝わることの難しさ	河村 太郎	38分	税金・財務	インボイス制度 実務対応のポイント	川口 宏之	90分
	幸せな人生を送るための 睡眠改善	ヨシダ ヨウコ	44分	労務	人が育つ！定着する！ 『新標準の人事評価』	安中 繁	36分
	相続前に知っておくべき 必要な不動産対策セミナー	松尾 企晴	42分	経政 経済	SDGs入門講座 ～親子でできる・家庭でできるSDGs～	福田 多美子	45分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。  
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは今治法人会事務局まで **TEL:0898-31-8191**

# 今治歴史散歩

大成経凡

今治の埋もれた、魅力ある歴史文化を紹介するコーナーです。第34回は、桜井地区で「宮島さん」の呼称で親しまれる、<sup>むぎわら</sup>麦藁船を海へ流す年中行事を紹介し、その由来を歴史散歩したいと思います。

## 第34回 桜井厳島神社の「宮島さん」

### ●志島ヶ原に鎮座する厳島神社

世界遺産の安芸宮島・厳島神社（広島県廿日市市）では、旧暦6月17日の夕方に「日本三大船神事」の一つとされる<sup>かんげんさい</sup>管絃祭が開催されます。愛媛県内の分社では、<sup>ごこしま</sup>興居島や三津浜の大祭が、すでに明治末期から大正初期にかけて賑やかだったことが海南新聞の記事などからもうかがえます。当時、今治と松山からも、管絃祭へ向かう臨時の観光船がありました。

今治地方にも多くの分社がありますが、本社の管絃祭を模して、船を使った行事を続けるのは桜井厳島神社だけです。同社は桜井綱敷天満神社の境内社で、国指定名勝・志島ヶ原の松林の中にひっそりと鎮座しています。桜井海岸に臨む、東の鳥居の近くです。もとは桜井漁協の近くにあったようで、境外社の合併で現在地へ移転するのは明治41（1908）年のことでした。

桜井では、明治42年から桜井浜に汽船が寄港するようになり、漆器の原料・製品の輸送で大きな転機ともなりました。すでに九州福岡では桜井出身の田坂善四郎が月賦販売を始めており、大正期に桜井漆器は黄金期を迎えています。一方、桜井河口港には漆器倉庫が立ち並び、江戸後期から続く<sup>わんぶね</sup>腕舟行商も残っていました。しかし、大正12（1923）年12月に国鉄伊予桜井駅が開業すると、物流を取り巻く環境は一変し、腕舟は姿を消していったのです。



桜井厳島神社（令和5年8月3日撮影）



奉納された藁船（令和4年7月15日撮影）

### ●祭礼を盛り上げる藁船流し

平成18（2006）年に近田利勝氏が作成した<sup>わらぶね</sup>藁船の由来書によれば、大正初期に「余興で仮船を造り点火して数百を流し神に奉るという行事」があつて盛観を極めたようです。男子の生まれた家が、その子が7歳になるまでに流すという

風習でした（2歳は流さないとも）。

では、現在の祭礼行事の様子ですが、令和5（2023）年は8月3日の開催となり、午後7時から社殿で綱敷天満神社の氏子総代と桜井漁協の関係者が集い祭典を執り行いました。7時半頃からは、外の祭壇前で奉納船と奉納者のお祓いが行われ、それを終えると波打ち際まで父親が藁船を担いで運びます。そして、<sup>あんどん</sup>行燈の<sup>ろうそく</sup>蠟燭に火をともし、約100m沖に碇泊する御座船（漁船）近くまで泳いで渡すのです。その後は、風や潮流の力に任せて、藁船は沖へと流されていきます。奉納者には法人・団体もありますが、多くは数え7歳までの男児のいる家庭で、子供の健やかな成長を願います。



藁船流しの光景（令和4年7月15日撮影）

船の外見は、和船をイメージした全長1.0～1.5mの大きさで、近郷で収穫された裸麦の藁を用いています。帆柱に掲げた紙製の帆には赤い鳥居と松が描かれ、「奉納 厳島神社」の文字と男児の名前（船名）が記されます。また、<sup>みよし</sup>灯りとともす<sup>みたま</sup>行燈を船体中央に載せ、船首の<sup>こへい</sup>水押には分け御霊を宿した御幣が装着されます。

## ●藁船流しの現況と課題

令和5年は10隻の奉納があり、暗闇の時間帯に合わせて藁船は次々と集結しました。40年ほど前は200隻の奉納があり、神主も3人態勢で臨まないとお祓いが追いつかなかったようです（現在1人）。お祓いを受けた頃に藁船は沖へと旅立ち、幻想的な波灯りの光景に観衆は感嘆の声をあげます。平成24（2012）年公開の長編アニメーション映画『ももへの手紙』（沖浦啓之監督）でも、そのシーンが再現されています。

奉納船の数が減った背景は、少子化だけでなく、規格に合った藁の減少と船の作り手の減少・高齢化も大きな要因となっています。かつては、自作できない家庭のために、藁船製作を商売とする職人もいました。令和4年は、コロナ禍で中止になっていた行事再開を盛り上げようと、桜井綱敷天満宮みこし保存会と来島会「桜井プロジェクト」のメンバーが藁船を20隻製作。地元消防団の若手が泳ぎ手となって、一般と合わせて35隻の奉納・船出が見られました。

藁船流しが終わった後も、祭典は続きます。御霊が午後9時頃に小さな神輿に載せられ、海岸で待機する御座船に宮司とともに乗り込みます。沖合を太鼓の音色を響かせながら1時間ほど渡御し、豊漁・航海安全の祈願を行うのです。神輿が社殿に戻るまでが祭礼で、地域色のある「宮島さん」を、今後も続けて欲しいと願います。



御座船へ向かう宮司と御神輿（令和4年7月15日撮影）

国税庁からのお知らせ

令和5年10月開始!

# インボイス制度 において特にご留意いただきたい事項

10月1日までに登録番号が通知されない場合の売手の対応と  
買手の仕入税額控除について

がございます

## 売手の対応



10月になっても、まだ  
登録番号の通知が  
届かないなあ…

どうやってインボイス  
を交付しよう…?

安心してください!  
次のような対応が可能です



1

事前にインボイスの交付  
が遅れる旨を先方に伝え、  
通知後にインボイスを交  
付する

まだ番号がわから  
ないので、インボイス  
は後日交付します



2

通知を受けるまでは登  
録番号のない請求書等  
を交付し、通知後に改  
めてインボイスを交付  
し直す

または

番号を入れたインボ  
イスを改めて交付します



3

通知後にすでに交付した請求書  
等との関連性を明らかにした上  
で、インボイスに不足する登録  
番号を書類やメール等でお知ら  
せする

または

請求番号●●の請求  
書につき、登録番号  
は「T1234…」にな  
ります



でも、小売店だと後で  
交付は難しいな…



そんな時は…



事前にインボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店  
頭にて相手方にお知らせする



インボイス発行事業者の登録申請中  
です。登録は令和5年10月1日から  
受けることとなりますが、通知が届  
いていないため、インボイスの交付  
が遅れます。したがって当店では…

事業者のHP等において登録番号を掲示し、相手方にそ  
のページとレシートを併せて保存してもらう



登録番号は『T1234…』となります。令和5  
年10月1日から令和5年●月●日（通知を受  
けた日）までの間のレシートをお持ちの方で  
仕入税額控除を行う方におきましては、当  
ページを印刷する方法により、レシー  
トと併せて保存してください。

買手側からの電話等に応じ、登録番号  
をお知らせし、相手方にその記録をレ  
シートと併せて保存してもらう



番号を教えてください

T1234…です

Write!



※ これらの取扱いは、令和5年9月末までに登録申請を行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いです。登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

買手の対応は次頁をご覧ください。➡

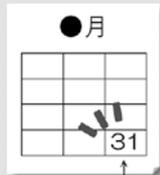
## 買手の対応

売手から登録番号のお知らせが届かないけど、仕入税額控除していいのかな…？

後でお知らせするとは言っていたけど…



登録番号なし



申告期限

事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、仕入税額控除可能です！

お知らせは事後的に保存できればいいのね！



ポイント

事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です！

※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。



さらに…

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、令和5年10月1日～令和11年9月30日までの間、税込1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能（「少額特例」といいます）ですので、上記対応は不要です。

※ 「基準期間」とは、個人事業者については前々年、法人については前々事業年度をいい、「特定期間」とは個人事業者については前年1～6月までの期間をいい、法人については前事業年度の開始の日以後6月の期間をいいます。

1万円未満ならインボイスの保存はいらないんだな！



1万円（税込）は、一回の取引金額で判定しますので、ご注意ください！



【具体例①】12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入

➡ 特例の対象としてインボイスの保存は不要

【具体例②】12月10日に5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入

➡ 特例の対象外のためインボイスの保存が必要



1商品ではなく、1回の取引が1万円未満かで判断するってことか！



# 確定申告は

## マイナンバーカード×e-Tax

でさらに**便利!**

- ✓ スマホやパソコンで
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪

◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…

### 自動計算で確定申告書を作成!

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了



作成コーナー



注目!

マイナポータル連携について詳しくはこちら

◆ さらに、マイナンバーカードを利用すると…

### マイナポータル連携で自動入力



控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。

## e-Taxの5つのメリット

令和4年分の確定申告をした方のうち、  
**3人に2人が**  
e-Taxで申告しています!

税務署への持参  
不要



印刷・郵送代  
不要



添付書類  
提出不要

※一部の書類は除きます



確定申告期間  
24時間利用可能  
※メンテナンス時間を除きます



早期還付  
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は  
1か月～1か月半程度で還付

## ～ 確定申告書等作成コーナーの便利な機能～

スマホ申告をご利用の方は…

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力



e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告は  
ICカードリーダライタが不要です



マイナポータルアプリを  
インストールするだけ！

次の2つでe-Tax送信できます



マイナンバーカード

+



マイナンバーカード  
読取対応のスマホ

スマホやパソコンから…

- 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます
- 消費税の申告にも対応しています

「簡易課税制度」又は「2割特例※」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

※ インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた方について、売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です



## ～困ったときはこちらで解決～

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



- ・ 医療費控除
- ・ 住宅ローン控除
- ・ マイナポータル連携

など

確定申告 動画



チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

# キャッシュレス納付のご案内

## ダイレクト納付

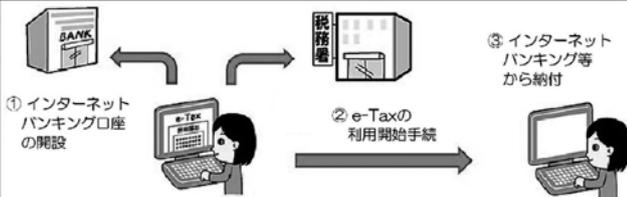


キャッシュレス納付

e-Taxによる操作で預貯金口座からの振替により納付する方法



## インターネットバンキング等

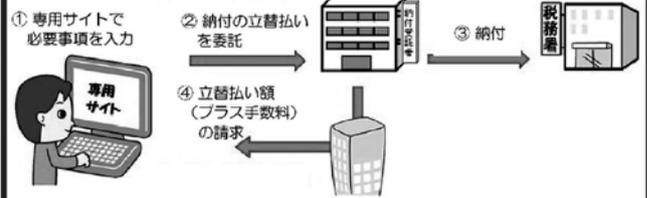


キャッシュレス納付

インターネットバンキング等から納付する方法



## クレジットカード納付

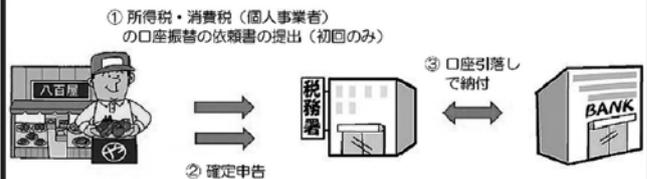


キャッシュレス納付

「国税クレジットカードお支払サイト」から納付する方法



## 振替納税

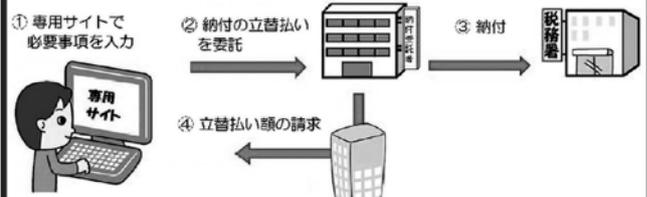


キャッシュレス納付

預貯金口座からの振替により納付する方法  
※所得税・消費税 (個人事業者) で利用できます



## スマホアプリ納付



キャッシュレス納付

「国税スマートフォン決済専用サイト」から納付する方法



# 電子納税証明書(PDF)が さらに便利に!スマホで請求! スマホで受取!



電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

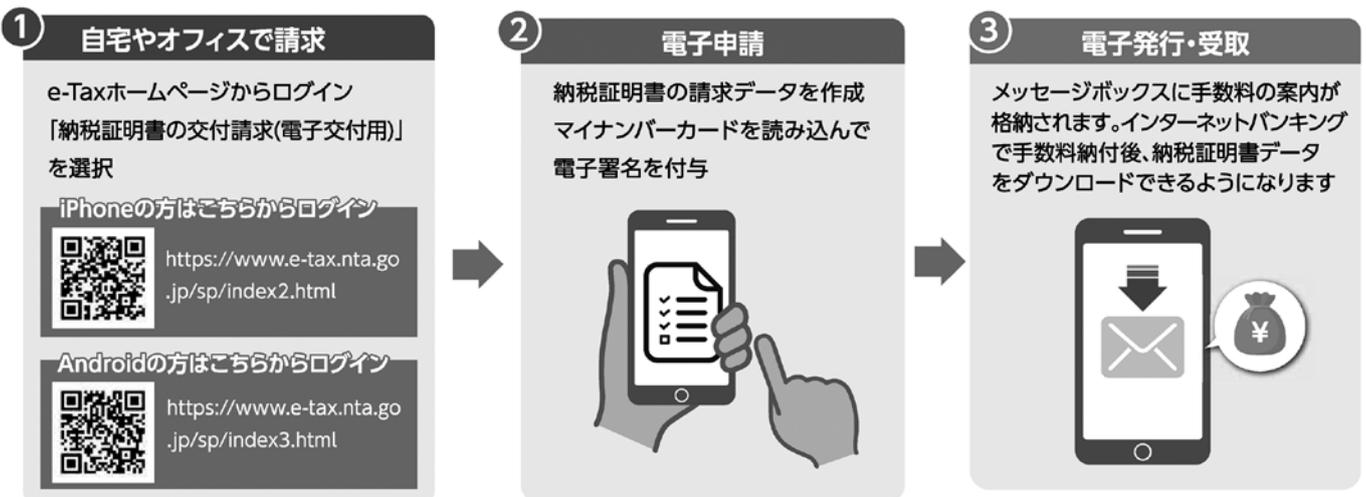
電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでもできるようになりました!

## 💡 電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✔ **メリット02** **手数料がオトク!**(1税目1年度あたり370円)  
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、**書面として何枚でも印刷**してお使いいただけます!  
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



## .....簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ.....



### 留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。  
スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。  
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい  
手続きは  
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから  
[https://www.nta.go.jp/taxes/  
nozei/nozei-shomei/01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm)

自宅で オフィスで

インターネットでまとめて、簡単手続き！

エ ル タ ッ ク ス  
**eLTAX**

ポータルシステム

地方税の電子総合窓口

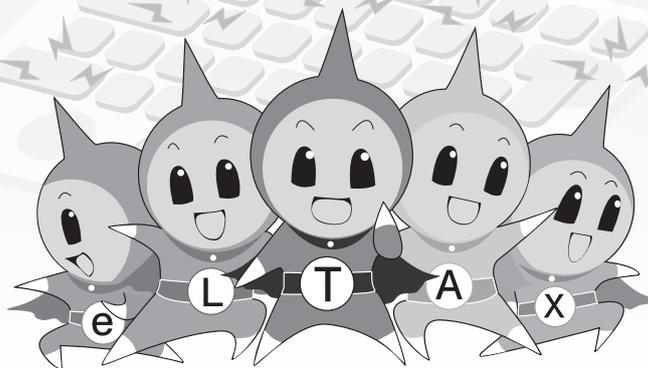
ネットでできる!! 自宅やオフィスから地方税が納付できます

一括処理!! 給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます

全国の地方公共団体に

提出可能!! 複数の地方公共団体へ一括提出できます

費用はナシ!! eLTAXは無料で利用できます(※)



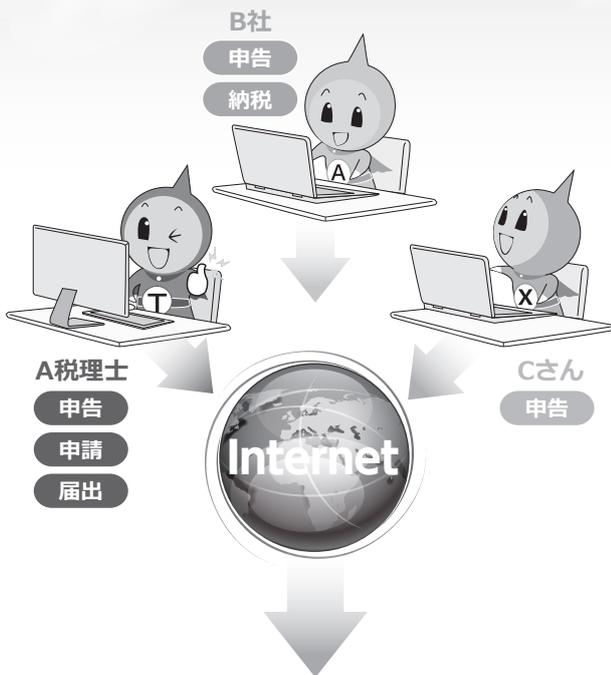
エ ル タ ッ ク ス  
**eLTAX**

(※) eLTAXのご利用には、パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書などの事前準備が必要です。これらの準備には費用が掛かるものもあります。

## eLTAX電子申告の概要

地方税の申告、申請などは、それぞれの地方公共団体で行っていただく必要がありますが、eLTAXでは、インターネットからそれぞれの地方公共団体に一括手続きできます。

### 1 インターネットで申告



### 2 地方税ポータルセンターで受付



### 3 各地方公共団体へ配信



令和5年  
4月1日  
から

地方税共通納税システムで  
電子納税できる税目が追加  
されます！

令和5年4月1日から、新たに以下の4税目が電子納税できるようになります。

<追加される税目>

- 固定資産税
- 都市計画税
- 自動車税種別割
- 軽自動車税種別割

納税がますます  
便利になるね！



※上記に加え、準備が整った地方公共団体から順次、対象税目を拡大していきます。

これらの納税が、パソコンやスマートフォンからいつでも行えるようになります。

※事前に公表するメンテナンス時間を除きます。



詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>  
スマートフォンからご覧いただけます。(※)



(※)利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

ご利用に際してのご不明な点等は「よくあるご質問」  
をご覧ください。

▶ <https://eltax.custhelp.com/>



国税電子申告・納税システム (e-Tax) もご利用ください。

▶ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

国税庁e-Taxキャラクター：イータ君



**LTA** 地方税共同機構  
LOCAL TAX AGENCY

## 今治市法人市民税について

### 法人市民税の内訳

法人市民税には法人税割と均等割があります。

$$\boxed{\text{法人市民税額}} = \boxed{\text{法人税割額}} + \boxed{\text{均等割額}}$$

### 法人市民税の税率

#### \*法人税割

8.4%（令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用）

注：平成28年度税制改正により税率が変更になりました。

令和元年9月30日以前に開始する事業年度については、従前の12.1%です。

#### \*均等割

法人等の区分

資本金等の金額	年 額	
	市内従業者数	税率（制限税率）
50億円を超える法人等	50人超	9号法人 3,600,000
	50人以下	7号法人 492,000
10億円を超え50億円以下の法人等	50人超	8号法人 2,100,000
	50人以下	7号法人 492,000
1億円を超え10億円以下の法人等	50人超	6号法人 480,000
	50人以下	5号法人 192,000
1千万円を超え1億円以下の法人等	50人超	4号法人 180,000
	50人以下	3号法人 156,000
1千万円以下の法人等	50人超	2号法人 144,000
	50人以下	1号法人 60,000

## 納税義務者について

### 法人市民税の区分

納税義務がある法人等		法人市民税の区分	
		均等割	法人税割
ア	市内に事務所又は事業所がある法人	課税	課税
イ	市内に事務所等はないが、寮等のみがある法人	課税	非課税
ウ	市内に事務所又は事業所がある公益法人等や法人でない社団等で収益事業を行うもの	課税	課税
エ	市内に事務所又は事業所がある公益法人等で収益事業を行わないもの	課税	非課税

## 法人の設立・設置・異動等に関する届出について

【法人設立（設置）届】……市内に法人等を設立（設置）した場合に提出してください。

提出期限……異動から2か月以内

添付書類……登記簿謄本・定款（添付書類はコピー可）

【法人等の異動届出書】……法人等に変更事項があった場合に提出してください。

提出期限……異動から2か月以内

添付書類（添付書類はコピー可）

本店所在地・商号・代表者等の変更や解散・清算など登記事項を変更したとき	登記簿謄本
事業年度を変更したとき	定款又は総会議事録
合併したとき	登記簿謄本・合併契約書
グループ通算制度の承認又は取消のあったとき	承認通知書・税務署への届出書のコピー・グループ一覧表・グループ関係図、又は取消通知書

## エルタックスでの申告について

エルタックス利用環境について

\* 8時30分から24時までご利用いただけます。（土日祝日、年末年始を除く）

\* 利用届出（新規）を提出後、利用者IDと仮暗証番号を用いて、直ちに電子申告を利用できます。

詳細については、エルタックスのHP（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

問合せ先

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市役所市民税課 ☎ 0898-36-1510 FAX 0898-32-5211(代)

Eメール [siminzei@imabari-city.jp](mailto:siminzei@imabari-city.jp)



# I'm Into IMABARI. 私、今治に夢中です。

アイアイいまばり。  
今治の新しいアイ言葉です。

意味は、「I'm Into IMABARI」(今治にハマってます)。  
市民が一丸となって今治を盛り上げるシンボルです。